

8 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	課 税					
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	ℓ	千円	ℓ	千円	ℓ	千円
総 計	125,634	21,216,702	-	-	125,634	21,216,702
清 酒	33,010	4,220,976	-	-	33,010	4,220,976
合 成 清 酒	74	5,371	-	-	74	5,371
し ょ う ち ゅ う	574	112,540	-	-	574	112,540
甲 類	384	79,505	-	-	384	79,505
乙 類	190	33,034	-	-	190	33,034
み り ん	43	929	-	-	43	929
ビ ー ル	61,752	13,708,955	-	-	61,752	13,708,955
果 実 酒 類	75	3,131	-	-	75	3,131
果 実 酒	x	x	-	-	x	x
甘 味 果 実 酒	x	x	-	-	x	x
ウ イ ス キ ー 類	2	831	-	-	2	831
ウ イ ス キ ー	x	x	-	-	x	x
ブ ラ ン デ ー	x	x	-	-	x	x
ス ビ リ ッ ツ 類	1	535	-	-	1	535
ス ビ リ ッ ツ	x	x	-	-	x	x
原 料 用 アル コ ー ル	x	x	-	-	x	x
リ キ ュ ー ル 類	45	6,365	-	-	45	6,365
雑 酒	30,058	3,157,069	-	-	30,058	3,157,069
発 泡 酒	30,055	3,156,682	-	-	30,055	3,156,682
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 雑 酒	3	387	-	-	3	387

調査対象：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移送された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税実績

用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 特定税率適用とは、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。))に対する税率)該当のものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

控 除				課 税 実 数		免 税		区 分
酒 税 法 (第30条第1項、 第2項及び第3項)		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸 出 免 税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額			
<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	<i>kl</i>	
2,879	481,249	0	14	122,756	20,735,438	9,044	48	総 計
1,004	121,078	0	14	32,008	4,099,889	5,004	40	清 酒
-	-	-	-	74	5,371	-	-	合 成 清 酒
0	188	-	-	573	112,352	81	-	し ょ う ち ゅ う
0	85	-	-	384	79,421	-	-	甲 類
0	104	-	-	190	32,930	81	-	乙 類
1	26	-	-	42	902	5	-	み り ん
1,392	309,157	-	-	60,361	13,399,798	2,434	1	ビ ー ル
0	16	-	-	75	3,115	-	-	果 実 酒 類
x	x	-	-	x	x	-	-	果 実 酒
x	x	-	-	x	x	-	-	甘 味 果 実 酒
0	7	-	-	2	824	1	1	ウ イ ス キ ー 類
x	x	-	-	x	x	1	1	ウ イ ス キ ー
x	x	-	-	x	x	-	-	ブ ラ ン デ ー
0	3	-	-	1	532	103	-	ス ピ リ ッ ツ 類
x	x	-	-	x	x	-	-	ス ピ リ ッ ツ
x	x	-	-	x	x	103	-	原 料 用 ア ル コ ー ル
8	1,149	-	-	36	5,215	64	4	リ キ ュ ー ル 類
472	49,623	-	-	29,586	3,107,446	1,352	-	雑 酒
472	49,623	-	-	29,583	3,107,059	1,352	-	発 泡 酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉 末 酒
-	-	-	-	3	387	-	-	そ の 他 の 雑 酒